

IV 遊具の安全基準

(1) 遊具の安全性・設置基準、法規制の内容

- 当該公園は整備完了後に都市公園の公告を行うことを前提としており、都市公園法に定められる遊戯施設の位置付けで計画を策定した
- 施設の整備にあたっては、本市においては下記の規準を適用している
 - ・一般社団法人日本公園施設業協会（JPFA）
「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」（2024年4月）

（公園施設の種類）

都市公園法施行令第五条

3 法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。

- 一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの

一般社団法人日本公園施設業協会（JPFA）とは

- ・公園にある施設の設計や製造・施工、点検・修繕に関わる企業で構成された団体
- ・国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」に準拠して協会内部の自主規準として「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」を定めた
- ・国交省の指針(改訂第3版)(2024年6月)は、JPFAの規準(2024年4月)を参考としている

市におけるJPFA規準への適合の確認方法

①【設計部署】

JPFA規準に適合する設計図で工事発注（材質等の仕様も明記）

②【工事受注業者→工事監督部署】

契約締結後、現地施工前に承認願図を提出

③【工事監督部署】

- ・承認願図が設計図に適合していることを確認し、施工を承諾
- ・使用製品の工場検査（オンライン）

④【工事受注業者】

承認願図を元に施工し、施工完了後、竣工図を作成

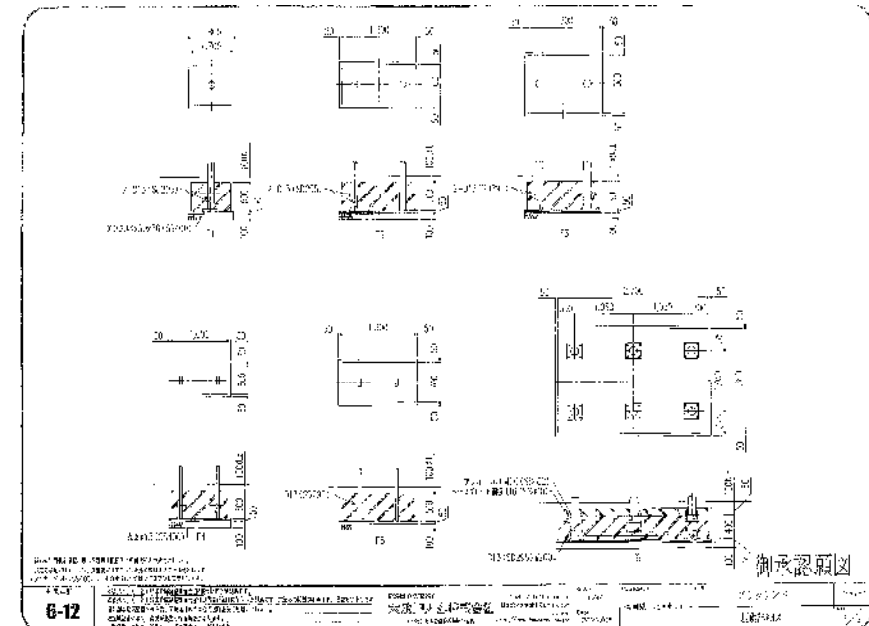
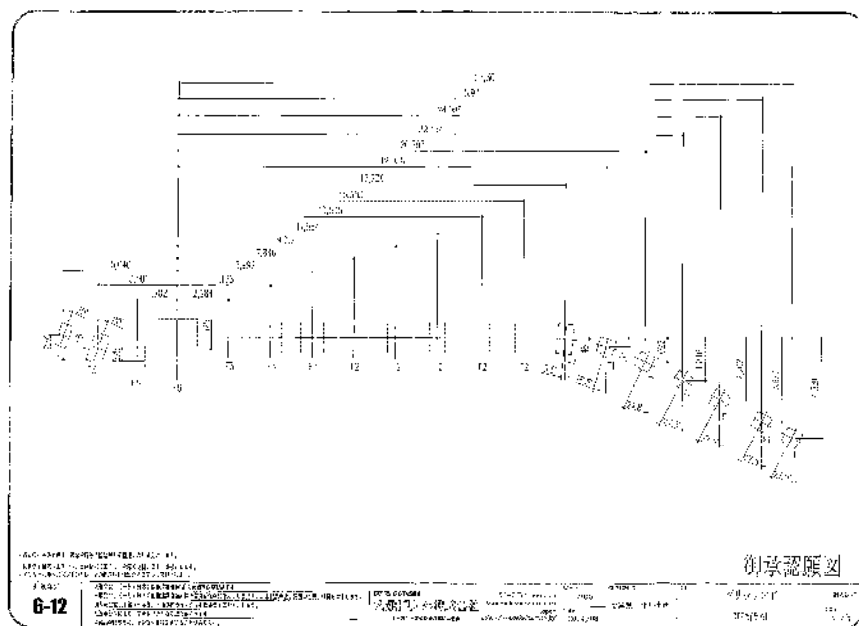
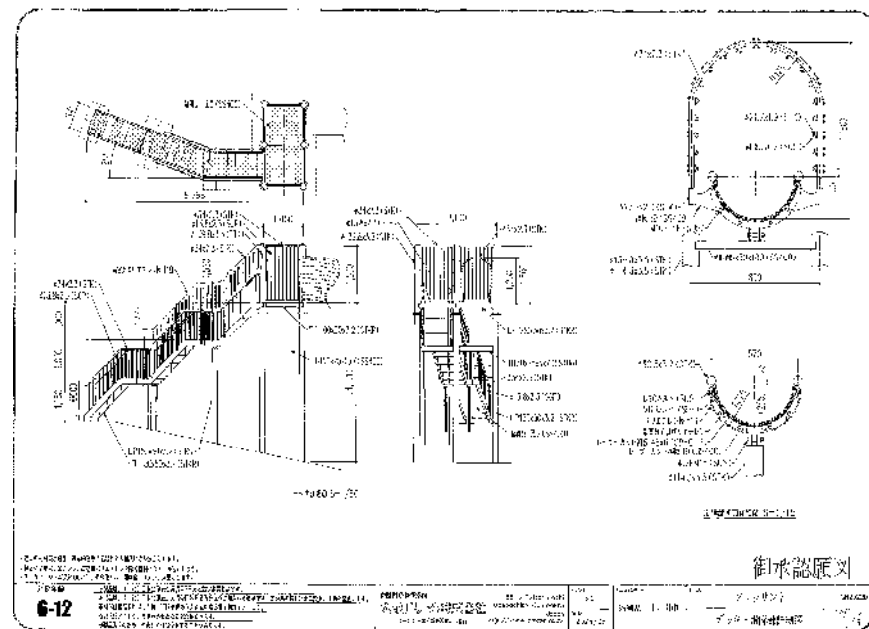
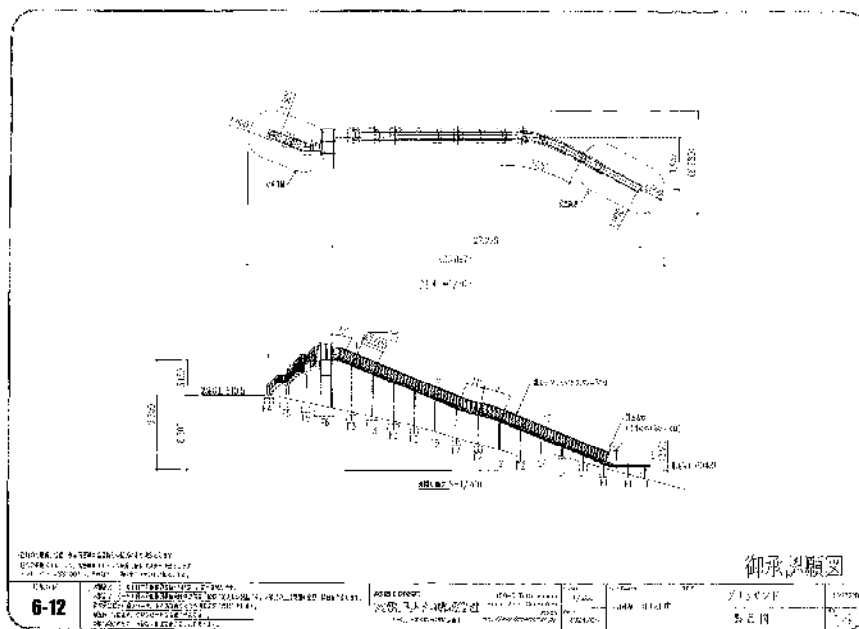
⑤【工事監督部署】

- ・承認願図と竣工図の確認
- ・竣工図どおり施工されているか現地検査

⑥【検査部署】

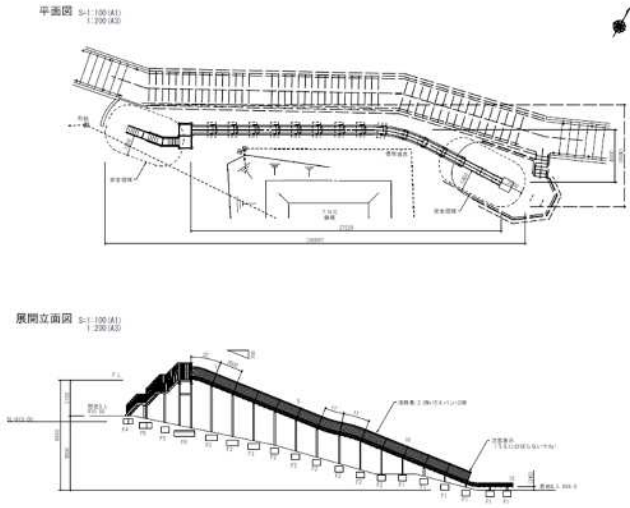
- ・竣工図どおり施工されているか現地検査、竣工認定

●承認願図 <施工前・工事受注業者作成>



●竣工図

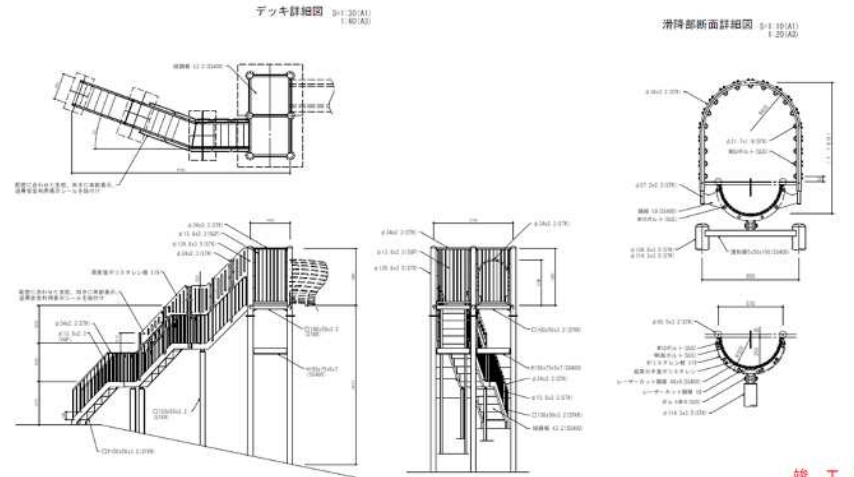
すべり台 構造図-1
(参考図)



竣工図

1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100

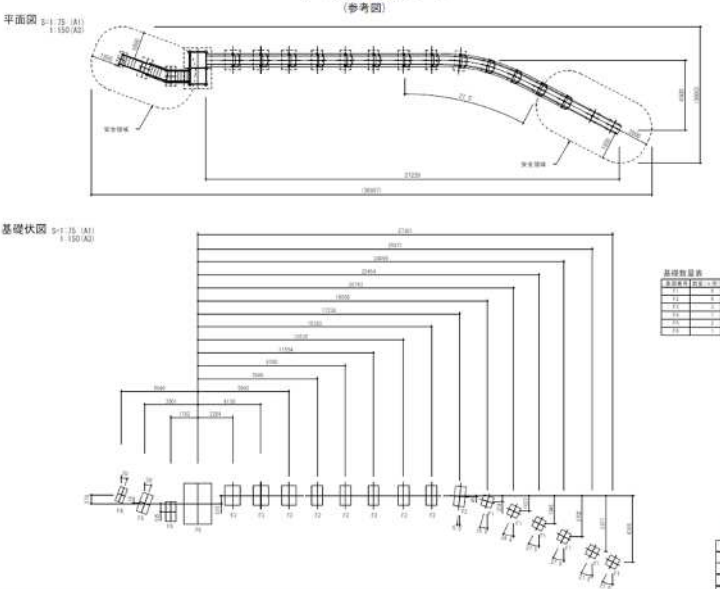
すべり台 構造図-2
(参考図)



竣工図

1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100

すべり台 構造図-3
(参考図)



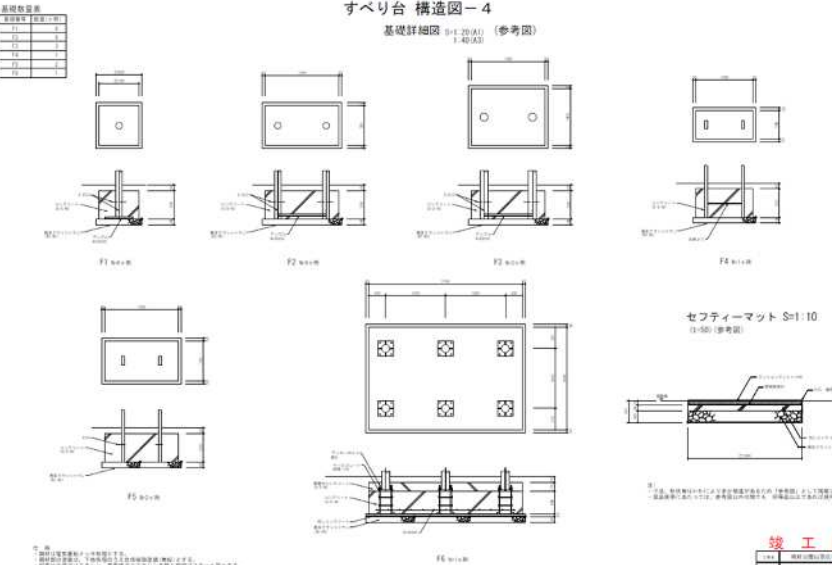
基礎数量表

基礎	数量
基礎	数量
基礎	数量
基礎	数量

竣工図

1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100

すべり台 構造図-4
基礎詳細図 (参考図)



竣工図

1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100

JPFA規準への適合の確認（現地検査）

●工事監督部署（都市整備局）による検査

- ・ 出来形管理書類や検測写真等、書類上での竣工図との整合の確認
- ・ 工事監督部署・工事受注業者立ち合いの元、現地検査の実施
 - ▶ 検査内容：代表箇所を検測など
 - ▶ 実施日　：令和7年3月12日

●検査部署（技術監理局）による検査

- ・ 出来形管理書類や検測写真等、書類上での竣工図との整合の確認
- ・ 検査部署・工事監督部署・工事受注業者立ち合いの元、現地検査の実施
 - ▶ 検査内容：代表箇所を検測など
 - ▶ 実施日　：令和7年3月21日



書類・現地ともに検査が完了し、竣工認定の通知

- ▶ 通知日：令和7年3月21日

使用対象年齢と注意喚起の看板について



- ・ この遊具は6-12歳用です
 - ・ ぬれたゆうぐであそばない
 - ・ したからのぼらない
 - ・ おりぐちであそばない
 - ・ たつまますべらない
 - ・ 小さい子をだっこしたまますべらない
 - ・ うつぶせ、あおむけですべらない
 - ・ 後ろ向きですべらない
 - ・ 前の人がいなくなってからすべりましょう
 - ・ 手すりにつかまらずに足をのばしてすべりましょう
 - ・ スピード調整は足で行いましょう
- ※手はそえる程度

V 維持管理・点検体制

(1) オープン時の維持管理体制、設備点検体制、利用監視体制

1. 公園施設における「整備」から「維持管理」への流れ

①「整備」について

- ▶ 公園施設の「整備」は、事業内容や公園種別に応じ、以下の部署が分担して実施

②「維持管理」について

- ▶ 整備完了後は、所在する区のまちづくり整備課に引き継がれ、「維持管理」を実施

※『皿倉山滑り台』の場合



2. 皿倉山公園の維持管理について

- ▶ 市内の公園は月一回の巡視だが、皿倉山については週一回の巡視体制をとっていた

巡視対象区班	体制	巡視頻度	所属
帆柱自然公園地域班	1人	週1回／1地域	八幡東区まちづくり整備課

●公園巡視員による巡視点検の種別

日常巡視点検	- 点検項目に沿って、目視、触診、負荷、打診等により、遊具、照明、トイレ、ベンチ、柵、樹木等の劣化や損傷の状況を確認 - 異常発見時は、修繕や使用禁止措置等を実施 - 点検結果は所管する区のまちづくり整備課長に翌日までに報告（補修や緊急性を要するものは要望報告一覧を速やかに提出）
特別巡視点検	特定の目的に緊急に点検を行う必要が生じた場合に実施（点検内容は、その都度、必要な点検事項により行う）

令和 年 月 日 分（日ごとに印刷し保管）

巡視員名	係長	課長
------	----	----

※次の通り巡視点検一覧を確認を行った。

(様式 4)

■帆柱巡視点検一覧 帆柱自然公園(管理番号 東・93)

年 月 日 曜日 天気() 巡視員

箇所	業務		報告事項	箇所	業務		報告事項
	AM	PM			AM	PM	
メイン園路(舗装)				ビジターセンター裏広場			
" (階段)				野外音楽堂等			
皿倉山				円形休憩舎			
雨情道路				山頂広場等			
管理道路				天空ドーム等			
東斜面				階段・休憩広場など			
東広場				記念碑など			
南斜面				角型休憩舎等			
駐車場等				冒険の森			
入口広場				トイレ、ふれあいの泉等			
北園路				ケヤキ・カエデの森			
四季の森				冬さくら・シャクナゲ等			
ケヤキの森				園路・ベンチ等			
外国産樹種の森				展望台等			
つばき園				休憩舎等			
梅林 園路				資材倉庫等			
薬草園				四阿等			
南 園路				さくら広場等			
東入口 園路			閉鎖中	どんぐりの森等			
八合目広場				休憩舎等			
メイン園路(市道南)				階段等			
植物園連絡道				林道			
トイレ				自然休養林石碑等			
権現山周回園路				キャンプ場等			
" 管理道路				休憩舎等			
" 山頂広場				展望台等			
花尾山(管理番号 西・25)							
その他							

* ○-異常なし(小修繕含む) △-要注意 ▲-要注意(新規) ×-異常あり、要措置

* 花尾山公園については月2回以上、その他については週1回以上の巡視を行う。

巡視点検一覧（出展：帆柱自然公園巡視要領）

※可動部のある遊具（ブランコ・シーソー等）については、上記のほかに年1回、
専門家点検（都市整備局発注）を実施（『皿倉山滑り台』は可動部がないため対象外）

(2) 安全対策について

- 4月25日 滑り台供用開始
 - ※注意看板はオープン当初から設置。
 - ※着地部ゴムマット（縦1 m×横1 m×厚さ50 mm）設置。
- 5月11日 注意看板を増設
 - ※「スピードが出ます」「足の裏でスピードを落としましょう」など
- 5月26日 注意看板を増設
 - ※「この遊具は6～12才用です」
- 5月27日 着地部にゴムマット2枚追加設置
 - ※施工後（縦3 m×横1 m×厚さ50 mm）
- 6月 3日 利用停止措置 開始
 - （以降、都市整備局みどり公園課において、滑り台の管理を実施）
- 7月17日 着地部にゴムチップ舗装施工
 - ※施工後（縦3 m×横1 m×厚さ100 mm）
- 7月18日 注意看板（3枚）を増設
 - ※正しい滑り方や禁止事項をイラスト付きの大型看板で明示
- 8月24日 多言語注意喚起ラミネート板設置
 - ※利用時間や正しい滑り台、禁止事項等を四か国語（日・英・中・韓）で表記

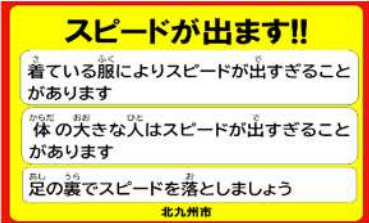
(3) 安全体制の変更

● 7月19日 利用再開
＜利用停止前からの変更点＞

変更前		変更後	
利用対象	6歳～12歳	6歳～12歳	*上記以外は自己責任でも利用不可
利用日時	自由利用	ケーブルカー運休日以外の 10～18時	※8月26日以降（夏休み明け）は土・日・祝のみ
監視体制		<u>滑り台サポーター</u> として市職員2～3人配置 （都市整備局河川公園部・西部整備事務所で対応） ※9月13日以降は委託業者の対応に変更 ▶ 手持ちの説明板（ラミネート）を用いて 年齢確認や正しい滑り方・注意事項を説明 ▶ 利用日時以外はバリケードで施設の閉鎖を実施	

● 8月24日 多言語注意喚起ラミネート板設置（都市整備局みどり公園課）
※利用時間や正しい滑り台、禁止事項等を四か国語（日・英・中・韓）で表記₅₀

●注意事項の変遷

時期	注 意 事 項	※「当初」以降の追加項目：下線（ <u> </u> ）
4月25日～ （当初）	・この遊具は6－12歳用です ・前の人がいなくなってからすべりましょう ・手すりにつかまらずに足をのばしてすべりましょう ・スピード調整は足で行いましょう ※手はそえる程度 ・濡れているときはあそばない ・ぬれたゆうぐであそない ・したからのぼらない ・おりぐちであそばない ・たったまますべらない ・「小さい子をだっこする」「立ったまますべる」「うつぶせ、あおむけですべる」「後ろ向きですべる」「柵にさわる」など、危ないすべりかたはやめましょう	
5月11日～	・スピードが出ます！！	
5月26日～	・この遊具は6～12才用です	

●注意事項の変遷

時期	注 意 事 項 ※「当初」以降の追加項目：下線（ <u> </u> ）
7月19日～ (再開時)	- この滑り台は、<u>土曜日、日曜日、祝日の10:00～18:00に6歳～12歳のみ利用できます</u> <u>天気が悪い時や、滑り台が濡れている時は、利用できません</u> <u>サンダルや脱げやすい靴、ヒールがある靴では利用できません</u> - この滑り台の対象年齢は6歳～12歳です - あしをまえにのばし くつで スピードをおとす <u>あしをマットにつけてたちあがる（とびおりない）</u> <u>あしをうかせてすべらない</u> ・ <u>ちいさなこを だっこしてすべらない</u> - 着ているもので 滑る速さが 変わります 速くなったときは 足でスピードを 落としましょう - まえのひとが すべりおわってから すべりはじめる <u>すべりおわたたら すべりだいからはなれる</u> <u>てをあげて すべらない</u> ・ <u>さくを さわらない</u> - あむけダメ ・ うつぶせダメ ・ はいあがるダメ <u>立って歩くダメ</u> <u>あぶない あそびかたを しない！！！！</u> <u>山のお天気は変わりやすく、ふもとが晴れていても、山の上には雲がかかることもあります</u> <u>てんきがわるいとき ぬれているときは あそばない！</u> <u>サンダルなど ぬげやすいくつ ヒールのくつダメ！</u> <u>くつひもの ゆるみは なおして！</u> <u>かばん・マフラー・フードつきのふく、ひっかかるものはダメ！</u> <u>てに ものをもって すべらない！</u>

●注意事項の変遷

時期	注 意 事 項 ※「当初」以降の追加項目：下線（ <u> </u> ）
8月24日～	・この滑り台の対象年齢は6歳～12歳です ・利用時間 10：00～18：00前 ・悪天候の時や滑り台が濡れている時は利用できません ・正しい滑り方で遊びましょう ・この滑り台は、サンダルなど脱げやすい靴や、ヒールのくつでは遊べません ・かばんやマフラーは外しましょう <u>・フード付きの服や、ひもなど引っかかるものは、服の内側にしまってから遊びましょう</u> ・手にものを持って滑ってはいけません ・滑るときは、足を前にのばし、靴でスピードをおとしましょう ・滑り台から飛び降りてはいけません 以上を、日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字）の4か国語で表記

